

答弁書第二一〇号

内閣参質一七六第二一〇号

平成二十二年十二月十四日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員小熊慎司君提出沿岸域の総合的管理のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小態慎司君提出沿岸域の総合的管理のあり方に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、平成二十二年二月九日に排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案の閣議決定、平成二十二年七月十三日に排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第三条第一項に規定する基本計画の閣議決定を行っているが、これらの閣議決定に係る事項は、内閣総理大臣及びその他の国务大臣をその構成員とする総合海洋政策本部の所掌に属するものであったが、同じく内閣総理大臣及びその他の国务大臣をその構成員とする閣議において決定するものであったことから、総合海洋政策本部会合を開催するまでの必要がなかったものである。

二及び三について

政府としては、沿岸域の総合的管理については、海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）及び海洋基本計画（平成二十年三月十八日閣議決定）に基づき、国土保全の観点も踏まえつつ、総合的かつ計画的に施策を推進していくべきであると考えており、今後とも、このような考え方に基づき施策を推進してまい

りたい。